

**農林水産省**  
**令和7年度 加工食品CFPに係るモデル事業**  
**公募要領**

**1. 背景**

令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」においては、フードサプライチェーン全体を通じた脱炭素化の促進することとしている。

そのためには、サプライチェーン全体の温室効果ガス（GHG）排出量のより緻密な把握や排出削減の成果のモニタリング、また食品企業によるGHG排出量削減の取組の可視化等に活用ができるカーボンフットプリント（CFP）<sup>1</sup>の算定の取組を推進することが重要となる。

農林水産省では、令和5年度及び6年度に食品事業者によるCFPの実証事業を実施し、その結果を踏まえて、算定の考え方を示した「加工食品共通CFP算定ガイド」（以下「算定ガイド」）を公表した。また経済産業省と環境省においては、カーボンフットプリントガイドライン（以下「CFPガイドライン」）、（別冊）CFP実践ガイド<sup>2</sup>（以下「CFP実践ガイド」）を連名で発表している。

本事業は、食品業界におけるCFP算定の取組を推進の一環として、先進的なロールモデルとなる取組事例を創出するため、算定ガイド等を参照しながら自社製品のCFPの算定を希望する食品事業者を以下のとおり公募する。

なお、本事業の運営は、農林水産省から委託を受けたデロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下「デロイトトーマツ」という。）、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「SuMPO」という。）が事務局となって実施する。

**2. 本事業の内容**

**(1) 対象製品**

加工食品全般を対象とする。

**(2) 対象企業**

本事業では食品製造事業者を推奨するが、流通・小売事業者の参加も可とする。

**(3) 実施内容**

本事業の対象は、算定ガイドを活用したCFP算定の実践である。参加企業は、事務局の支援を受けながら、対象製品のCFPの算定、算定報告書の作成・公表に主体的に取り組むことが求められる。

- 自社が製造・販売する加工食品を対象とし、CFPの算定を実施して、その結果を公表する。算定した製品については、算定報告書の作成を行う。
  - 原材料調達から廃棄・リサイクルまでの全てのプロセスを分解し、各プロセスの「活動量」と「排出係数」を用いて温室効果ガス（GHG）排出量を計算する。その後、各プロセスのGHG排出量を合計し、CFPを算定する。

なお、CFPの算定方法としては、算定ガイドに則り「他社製品との比較を想定しない、自社ルールによる算定」を実施する。

- 算定結果の公表は、算定目的に応じて、企業ごとにその方法を検討する。
- 算定報告書は、環境省「カーボンフットプリント表示ガイド」の内容を踏まえて、作成し公表等を行う。

上記の取組において、事務局は取組方法の解説や、算定ツール、排出原単位DB（IDEA Ver.3.1（公共事業用ライセンス）等）の提供、検討の進め方・内容等に関する悩みに対するアドバイスの実施、経営陣との議論を通じた方向性の明確化等、参加企業のニーズに応じて適切な水準で支援する。（ただし、取組の主体は参加企業自身とする。）

### ※モデル事業に取り組む上での留意事項

参加企業においては、主体的な取組を実施するための体制を構築するとともに、CFPの取組に対するロールモデルを創出するという本事業の趣旨に照らし、農林水産省/政府の発信に対して積極的な協力が求められる。また、以下のような部門を横断する取組を円滑に推進するためには、経営層の理解が必要となるため、参加企業からの要望に応じて事務局より説明を行う。

#### ①円滑な事業推進に向けて

- 主体的取組に向けた事業推進体制の構築をする
  - 取組内容に応じた必要なリソースや体制が確保されていて、算定において協力が必要な関係者との合意形成ができている  
製品に係る幅広いプロセスの把握が必要となるため、関連部署のヒアリング・データの協力体制の構築ができています
- 本事業の取組を明確化する
  - 対象となる製品が明確であること
  - 本事業では、算定ガイドに即した算定を想定。その他CFPガイドラインと整合を目指す算定も可
  - 本事業の趣旨はCFPの算定であり、表示やマーケティングを主目的とするものではない

#### ②ロールモデルの創出に向けて

- 農林水産省/政府が事業に関して発信・発表することに対し、積極的に協力する
  - 算定ガイドの更新・改善作業やHPへの掲載等に協力できること
  - その他農林水産省や政府の主催する発表会等で本事業の成果の紹介に協力できること

- 本事業への取組やその成果を積極的に対外発信・発表し、加工食品の CFP 算定や活用に継続して取り組むこと
  - CFP算定の結果を算定報告書等に取りまとめ自社のHP等で広く開示する意図があること

#### (4) 本事業が想定するCFPの算定

CFPの重要性は認識されつつあるものの、CFPの算定等を行う難易度・業務負担が課題となり、取組を躊躇する企業も少なくないのが現状である。本事業では、CFPの取組を食品業界全体に普及させるため、前述の算定ガイドを参考に、以下のとおりCFPの算定を実施する。

##### ● 他社製品との比較を前提としない比較的簡易な算定をする

- 排出量データ（活動データ、排出係数データ等）は1次データを活用できる部分があれば可能な範囲で積極的に活用することを前提に、2次データの活用も可能とする
- 削減努力を排出量に反映できる（削減努力が数字に表れる）部分や排出量が大きい部分は重点的に算定する

#### (5) 実施及び支援スケジュール

- 10月以降速やかに事業を開始し、令和8年2月頃までの期間内での完了を予定。
- 週に1回30分程度、参加企業と事務局の相談会を実施する。参加企業は本相談会等を中心に事務局からの知見提供や算定の疑問点の解消を行うことができる。なお、実際の進め方は、参加企業の検討状況等に応じて変更があり得る。
- また、参加企業の要望により、経営層を交えたミーティングの設定も可能

#### 【モデル事業の実実施スケジュールのイメージ】※案



#### (6) 成果物

参加企業は、以下に取り組んだ結果を、令和8年2月末までに農林水産省 環境バイオマス政

策課 みどりの食料システム戦略グループ 地球環境対策室に報告することとする。また、CFP算定の結果に関しては、算定報告書等に取り纏めHP等で広く開示すること

- 対象製品CFP算定
  - ✓ CFPの数値
  - ✓ CFPを算定した表計算シート
  - ✓ 算定手順書
  - ✓ CFP算定報告書

### 3. 本事業への参加方法

#### (1) 募集期間

令和7年9月1日（月）～同年9月30日（火）15時必着

#### (2) 応募手続

申請書に必要な事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに下記提出先に電子メールにて提出すること。

提出された申請書は、本モデル事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討以外の目的には使用しない。なお、申請書を提出した企業には、事務局から申請書の内容について問い合わせの連絡をさせて頂く場合がある。

#### 【申請書提出先】

令和7年度加工食品CFPに係るモデル事業事務局

E-mail : food-cfp@sumpo.or.jp（事務局宛）

#### (3) 参加企業の採択基準

製品のCFPの算定に取り組むモデル企業を創出するという趣旨に鑑み、以下の採択基準によって参加企業を選定する。

なお、今年度は2社程度を採択予定である（食品製造事業者を積極的に採択予定）。

#### ● 必須要件

- 検討に必要なリソースを確保しており、参加者の役割分担が明らかである
- CFPの算定目的、活用予定が明確である  
（CFP算定の結果を算定報告書等に取り纏め自社のHP等で広く開示する意思があること）
- 農林水産省および環境省の過去CFP事業で採択されたことがない品目である  
（食品表示基準 別表第一に列挙された単位で重複を回避すれば可とする。例：小麦粉は不可だが米粉は可）
- 本モデル事業での取組内容についての農林水産省/政府からの発信に協力できる

#### ● 加点要件

- 1社以上の調達先から排出係数の1次データを取得可能である
- 輸送や輸送資材、保管など自社製品の流通形態等を詳細に把握可能である  
(流通に関連する詳細なデータを取得できる見込みがある)
- 対象製品のサプライチェーン構造が特徴的な製品カテゴリ・品目である  
(国内加工と海外加工の分業である、道の駅等生産地の近辺で販売する、垂直統合、コールドチェーン 等)

#### 4. その他、免責事項等

- ① 本事業は、デロイトトーマツ及びSuMPOが実施する。申請書を提出した企業は、本事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討のため、農林水産省のほかデロイトトーマツ及びSuMPOにも、事業の実効性向上の観点から、申請書及び事業推進に係る情報が共有されることに同意すること。
- ② 本事業に関する参加企業の活動にかかる費用は、原則として参加企業が負担すること。ただし、CFPの算定に必要な数値取得のためのデータベース（IDEA Ver.3.1（公共事業用ライセンス）等）の必要最低限の利用については、本事業の支援の一環として負担なく利用することができる。
- ③ 本事業に参加する企業は、農林水産省WEBサイト等において支援事業の参加企業として公表する。また、不採択となった企業は公表しない。
- ④ モデル事業において作成した資料の著作権は農林水産省及びデロイトトーマツ及びSuMPOに属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- ⑤ 参加企業が作成する資料の著作権については、参加企業に属するものとする。ただし、農林水産省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。（URL）<https://www.maff.go.jp/j/use/link.html>
- ⑥ 本事業において、農林水産省及びデロイトトーマツ及びSuMPOに提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、農林水産省、デロイトトーマツ及びSuMPOが使用することに同意すること。
- ⑦ 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、支援を中止する場合がある。
- ⑧ 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものである。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。
- ⑨ 参加企業は、農林水産省大臣官房予算課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

#### 5. お問い合わせ先

令和7年度加工食品CFPに係るモデル事業事務局  
E-mail : food-cfp@sumpo.or.jp（事務局宛）

---

<sup>i</sup> カーボンフットプリント(CFP) … 商品やサービスが作られてから捨てられるまでのライフサイクルの各過程で排出された温室効果ガスの排出量の合計をCO2量に換算して表示し、「見える化」する仕組みのこと。

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/files/guide/CFP\\_jissen\\_guide.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/CFP_jissen_guide.pdf)